

相続財産の手続き漏れを防止するために！

Q 本年4月に私（仮名：大石一三）の父が亡くなりました。現在、私は、父の相続財産を通帳や不動産評価明細により確認しています。しかし、生前に加入した生命保険会社の証券や株式の取引履歴が見つかりません。

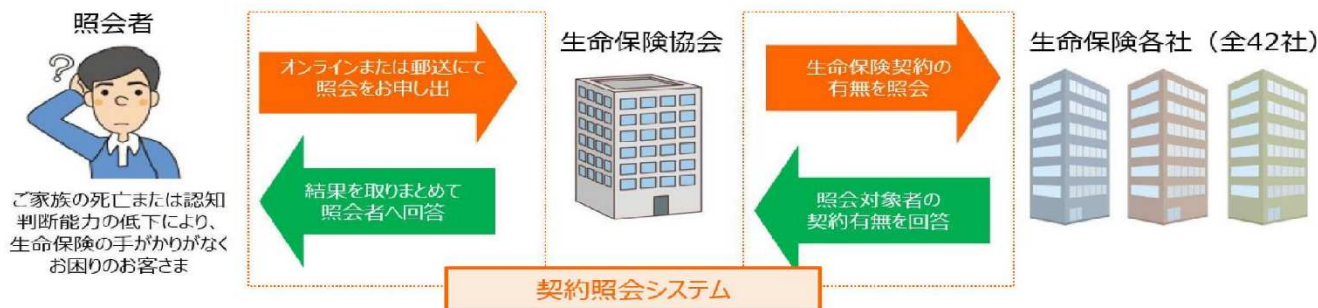
A 大石さんの場合、以下の関係先に問い合わせを掛けて頂ければ、**生命保険金の有無、取引証券会社の有無**を確認することが出来ます。

○生命保険金 一般社団法人生命保険協会に確認

令和3年7月1日から、一般社団法人生命保険協会は、高齢者が独居のまま亡くなられる事案や、認知症患者の増加等に対応するため、「生命保険契約照会制度」の運用を開始しました。

この制度により、平時の死亡、認知判断能力の低下、または災害時の死亡若しくは行方不明によって**生命保険契約に関する手がかりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等**（本制度では、この状態に該当している方を「照会対象者」と言います。）において、**生命保険契約等の有無の照会**を行うことが出来ます。

■照会の申請から調査結果の回答までの流れ



（出典：一般社団法人生命保険協会 ホームページ）

○上場株式 証券保管振替機構に確認

証券保管振替機構への「登録済加入者情報の開示請求」（以下、開示請求）は、上場株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を有料で確認することが出来る制度です。

この制度を利用すると、上場株式等の口座が開示時点において開設されている**証券会社、信託銀行等の一覧**を確認することが出来ます。

現在、核家族化が進む中で、親の財産を生前から把握することは困難かもしれません。

そんな時、もし死亡時において、被相続人の財産が分からない場合は、上記の制度を積極的に活用して下さい。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL：0120-985-556 URL：www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！

